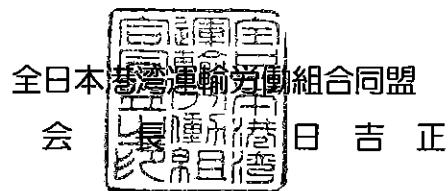
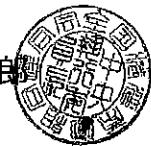
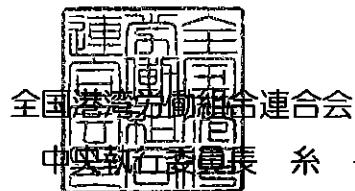


2020年8月21日  
全国港湾20発第8号  
港運同盟発20-第30号

国土交通省 港湾局  
局長 高田昌行 殿



内航船員の新型コロナ発症に係る情報把握・伝達の為のネットワーク作り等の申し入れ

貴職に対し、標題に関し、下記の通り申し入れます。

記

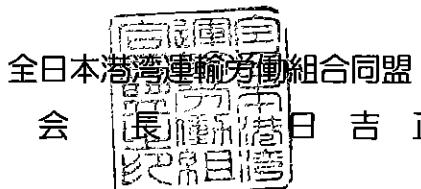
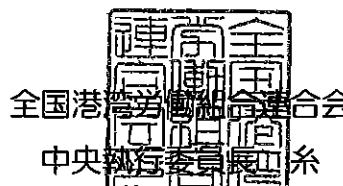
1. 内航海運事業者が、本来適正に講じるべき情報対応がなされなかつたために、港湾労働者への感染不安を助長し、混乱を招いたことの不首尾について、ここに強く遺憾の意を表明します。
2. 今後、このような事態を招かないよう、貴省として、内航海運・港湾運送における「情報把握・伝達ネットワーク」を確立するよう要請します。
3. そのために、貴省、並びに船主団体、一般社団法人日本港運協会、全国港湾労働組合連合会、全日本港湾運輸労働組合同盟との本件に係る協議に応じること。

以上

2020年8月25日  
全国港湾20発第7号  
港運同盟発20-第29号

一般社団法人 日本港運協会

会長 久保昌三 殿



内航船員の新型コロナ発症に係る情報把握・伝達の為のネットワーク作り等の申し入れ

貴職に対し、標題に関し、下記の通り申し入れます。

記

1. 内航海運事業者が、本来適正に講じるべき情報対応がなされなかつたために、港湾労働者への感染不安を助長し、混乱を招いたことの不首尾について、ここに強く遺憾の意を表明します。
2. 今後、このような事態を招かないよう、貴職として 2020 年 6 月 30 日付確認書「感染症（新型コロナウイルス等）に関する確認書」の立場も踏まえ、内航海運・港湾運送における「情報把握・伝達ネットワーク」を確立するよう要請します。
3. そのために、貴職、並びに船主団体、国土交通省、各地区港運協会、関係する双方地域の労働組合及び、全国港湾労働組合連合会、全日本港湾運輸労働組合同盟との本件に係る協議に応じること。

以上